平成２８年（フ）第５９３号
東京都町田市本町田97番地公社住宅イ431
債務者　内田　和幸
1　決定年月日時　平成28年７月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年９月15日まで
5　免責審尋期日　平成28年９月15日午前11時
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２８年（フ）第５４号
栃木県栃木市藤岡町藤岡1050番地２　グランパルクＡ201、従前の住所群馬県館林市大島町512番地の４
債務者　飯島　政美
1　決定年月日時　平成28年７月20日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年９月21日まで
5　免責審尋期日　平成28年９月23日午後１時30分
宇都宮地方裁判所栃木支部

平成２８年（フ）第５１７号
東京都東村山市本町４丁目２番地２ドルチェ久米川２　103
債務者　山崎　愛実
1　決定年月日時　平成28年７月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年９月23日まで
5　免責審尋期日　平成28年９月23日午前10時30分
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２８年（フ）第１１３号
釧路市松浦町６番12号　ボーディングハウスミウラ208
債務者　菅野　圭一
1　決定年月日時　平成28年７月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年９月26日まで
5　免責審尋期日　平成28年９月30日午前９時30分
釧路地方裁判所

平成２８年（フ）第１１７号
北海道釧路郡釧路町緑１丁目62番地
債務者　木下　梨絵
1　決定年月日時　平成28年７月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年９月26日まで
5　免責審尋期日　平成28年９月30日午前９時30分
釧路地方裁判所

平成２８年（フ）第３１０号
静岡市清水区三保791番地の１
債務者　柴　　和也
1　決定年月日時　平成28年７月20日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年９月26日まで
5　免責審尋期日　平成28年９月27日午後１時30分
静岡地方裁判所民事第２部

平成２８年（フ）第３８７号
静岡市葵区安倍口団地６番７―259号
債務者　中村　良一
1　決定年月日時　平成28年７月20日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年９月26日まで
5　免責審尋期日　平成28年９月27日午後１時30分
静岡地方裁判所民事第２部

平成２８年（フ）第９５号
沖縄県沖縄市室川２丁目13番３号　宮城アパート301
債務者　仲田ヒロ子
1　決定年月日時　平成28年７月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年10月12日まで
5　免責審尋期日　平成28年10月19日午前10時
那覇地方裁判所沖縄支部

平成２８年（フ）第１３９１号
神奈川県藤沢市石川５丁目１番地の８　ライオンズマンション藤沢湘南台第２　308号
債務者　横川　　泉
1　決定年月日時　平成28年７月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年10月20日まで
5　免責審尋期日　平成28年10月21日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

破産手続終結

平成２７年（フ）第４２号
山梨県甲府市朝気３丁目14番１号
破産者　株式会社渡辺正玉堂
1　決定年月日　平成28年７月15日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
甲府地方裁判所民事部破産係

平成２７年（フ）第１４２号
群馬県前橋市箱田町344番地の３
破産者　株式会社ウエハラ
1　決定年月日　平成28年７月19日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
前橋地方裁判所民事部破産再生係

平成２５年（フ）第５号
名古屋市東区代官町16番17号アロン代官ビル５階
破産者　株式会社エコ・リーフ
1　決定年月日　平成28年７月19日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２７年（フ）第１１１８号
名古屋市中区松原２丁目７番18号
破産者　株式会社中野商店
1　決定年月日　平成28年７月19日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２７年（フ）第２７８５号
大阪府吹田市広芝町９番12号
破産者　株式会社ピュアライフ
1　決定年月日　平成28年７月19日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２７年（フ）第７８８号
神戸市北区赤松台１丁目６番地２、登記簿上の本店所在地兵庫県伊丹市中野東２丁目231番地２―401号
破産者　有限会社Ｇ―Ｌａｂｏ
1　決定年月日　平成28年７月19日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
神戸地方裁判所第３民事部

平成２７年（フ）第１６０号
兵庫県神崎郡市川町下瀬加1184番地の４
破産者　有限会社長尾食品
1　決定年月日　平成28年７月19日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
神戸地方裁判所姫路支部

平成２７年（フ）第４０９号
岡山市南区築港ひかり町３番12号
破産者　株式会社コスメイトヤマグチ
1　決定年月日　平成28年７月19日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
岡山地方裁判所第３民事部